

平成30年7月豪雨の影響を受けた 職業紹介事業者、労働者派遣事業者の方へ

～以下のとおり、期間延長・期限猶予を行います～

- ① 職業紹介事業、労働者派遣事業の有効期間 → 平成30年11月30日まで延長
- ② 「(旧)特定労働者派遣事業」を行える期間 → 平成30年11月30日まで延長
- ③ 労働者派遣事業報告書などの提出期限 → 平成30年9月28日まで猶予

**詳細は、厚生労働省職業安定局・各都道府県労働局におたずねください。
最新情報については、厚生労働省のホームページに随時掲載いたします。**

〈平成30年7月豪雨関連情報〉

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00001.html

① 有料または無料の職業紹介事業、労働者派遣事業の 許可の有効期間を平成30年11月30日まで延長します。

対象 事業主

特定被災区域^(※)に主たる事務所を有する事業主

(※) 特定被災区域とは、災害救助法が適用された市町村の区域をいいます。
現時点では、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県の一部市町村に適用されています。各府県のホームページ、内閣府ホームページで確認できますが、追加される場合もありますので、最新の情報をご確認ください。

内閣府防災情報のトップページ (<http://www.bousai.go.jp/>) から

>防災対策制度 >災害救助法 >災害救助法の適用状況

★上記のうち、平成30年9月29日から11月29日までの間に、
有料または無料職業紹介事業、労働者派遣事業の許可の有効期間が満了する事業主が対象

特別な手続は不要です。

お持ちの許可証のまま、平成30年11月30日まで事業を続けることができます。

延長後の許可更新期限

有効期間が延長された事業主が、平成30年12月1日以後、
有料または無料の職業紹介事業、労働者派遣事業の許可更新を希望する場合、
平成30年8月31日までに申請書などの書類をご提出ください。

【条件に当てはまらない事業主の方へ】

! 条件に当てはまらない場合でも、大雨で影響を受けた事業主が、理由を記した書面により延長を申し出た場合、個別に有効期間が延長されますので、都道府県労働局にご相談ください。

② 「(旧)特定労働者派遣事業」を行うことができる期間を平成30年9月29日から同年11月30日まで延長します。

対象
事業主

特定被災区域に主たる事務所を有する事業主 (※)

(※) 表面の①をご参照ください。

★ 届出による「(旧)特定労働者派遣事業」を、経過措置によって続けている事業主が対象
平成27年の労働者派遣法の改正により、同年9月30日から労働者派遣事業は許可制へ一本化されています。経過措置として、改正前から届出による「(旧)特定労働者派遣事業」を行っている場合、平成30年9月29日までは引き続き同事業を行えますが、経過措置期間終了後も事業を行う場合は、本来、平成30年9月29日までに新制度に基づく許可申請を行う必要がありました。

特別な手続は不要です。

「(旧)特定労働者派遣事業」を、**平成30年11月30日まで続けることができます。**

延長後の許可申請期限

実施期間が延長された事業主が、平成30年12月1日以後、労働者派遣事業の実施を希望する場合は、**平成30年11月30日までに申請書などの書類をご提出ください。**

【条件に当てはまらない事業主の方へ】

❗ 条件に当てはまらない場合でも、大雨で影響を受けた事業主が、理由を記した書面により延長を申し出た場合、個別に有効期間が延長されますので、**都道府県労働局にご相談ください。**

③ 労働者派遣事業報告書などの提出期限を、平成30年9月28日まで猶予します。

対象

事業主の住所が特定被災区域にある場合……その全事業所分
事業主の住所が特定被災区域以外にある場合…特定被災区域内にある事業所分のみ

提出期限が猶予される
具体的な例

【労働者派遣事業報告書】

平成30年5月31日までに終了する事業年度に関する事業報告の提出
→→→ 本来の提出期限：平成30年6月30日

【労働者派遣事業収支決算書】

平成30年3月28日から同年6月27日までに終了する事業年度に関する労働者派遣事業収支決算書の提出
→→→ 本来の提出期限：平成30年6月28日から同年9月27日

【関係派遣先派遣割合報告書】

平成30年3月28日から同年6月27日までに終了する事業年度に関する関係派遣先派遣割合報告書の提出
→→→ 本来の提出期限：平成30年6月28日から同年9月27日

いずれも、特別な手続は不要です。

平成30年9月28日(金)までに報告書を提出すれば法令違反にはなりません。

平成30年6月28日から9月27日までの間に、法令上履行すべき義務について、平成30年7月豪雨の影響により期間内に履行できなかったとしても、平成30年9月28日までに履行した場合は、法令違反にはなりません。